

家庭ごみについて

市では、ごみ減量とリサイクルを進めるため、家庭ごみの有料化を実施しています。家庭から出る「燃やすごみ」「燃やさないごみ」は井原市指定ごみ袋を使用して出してください。



家庭ごみの種類

分別区分	手数料	ごみ袋・出し方
燃やすごみ	有料	井原市指定ごみ袋
燃やさないごみ	有料	井原市指定ごみ袋
資源ごみ	無料	透明袋

(美星地域は、コンテナ、ネット、透明袋に分かれます。)



指定ごみ袋について (他の市町村の有料袋はご利用できません。)

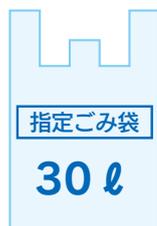
指定ごみ袋の種類と価格は下記のとおりです。「指定ごみ袋販売所」の青色ステッカーやのぼり旗が掲示された販売所および市役所、各支所において各10枚単位で販売しています。(平成25年7月末現在)



販売価格



1枚 45円
1組(10枚)450円



1枚 30円
1組(10枚)300円



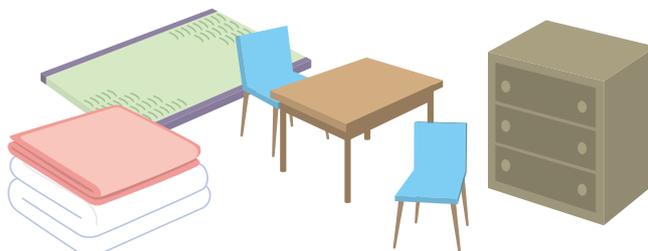
1枚 15円
1組(10枚)150円



1枚 10円
1組(10枚)100円

井原クリーンセンターに直接搬入するごみについて

- 可燃性粗大ごみ (祝日不可)
月～金曜日の9時～16時まで
第1・第3木曜日は21時まで
 - ・家庭系10kgあたり 50円
 - ・事業系10kgあたり 150円



注意

タンス等の木製品は、板状・棒状に取り壊し、金具を取り外して持ち込んでください。板状であれば幅30cm、厚さ5cm、長さ2m以内にして、棒状であれば直径5cm、長さ2m以内にして、木材は幅・厚さ・長さが15cm以内の大きさにして持ち込んでください。

※搬入日が祝日および年末年始の休みには、搬入できません。

減免措置について

	減免対象者	支給方法	年間支給枚数
子育て支援	満3歳に達するまでの乳幼児	出生届時に申請により井原市指定ごみ袋引換券の交付、または3年分を一括交付のいずれかとします。	1人当たり 100枚 (15ℓ袋)
障害者・高齢者	満3歳以上で、病気等の理由で紙おむつを常時使用している在宅の人	おしめ券の受給者には井原市指定ごみ袋引換券を交付します。	1人当たり 100枚 (15ℓ袋)
生活保護世帯	生活保護法に基づいて生活扶助を受けている世帯	井原市指定ごみ袋引換券を交付します。	1世帯当たり 100枚 (15ℓ袋)

- 年度中途から該当となった対象者もしくは該当者には、月割の枚数を交付します。
- 「井原市指定ごみ袋引換券」に記載している場所で引き換えてください。

ボランティア袋の配布

地域活動を促進し支援するため、以下のような場合にはボランティア袋を支給します。

- 個人または団体が公園、道路など公共の場所をボランティアで清掃し、ごみ集積所に排出する場合
- 自治会がごみ集積所における不適正排出のごみを出し直す場合
- 自治会等が地域行事の清掃をする場合

注意

- 通常のごみ排出には利用できません。
- 燃やすごみと燃やさないごみは別の袋に入れてください。
- 一度に大量のボランティア袋を集積所に出すときには、前もって環境企画課へ連絡してください。
- 余った袋は返納していただくか、上記の目的でご利用ください。



※いずれも申請により交付します。

市役所環境企画課・芳井振興課・美星振興課へお問い合わせください。